四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日提出

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第39号

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年四日市市条 例第9号)の一部を次のように改正する。

(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期 を定めて採用された職員(企業職員 (地方公営企業等の労働関係に関する 法律(昭和27年法律第289号)第 3条第4号に規定する職員のうち地方 公営企業に勤務する者をいう。以下同 じ。)を除く。以下「特定任期付職

改正後

号給	給料月額 (円)
1	376,000
(略)	

員」という。)には、次の給料表を適

2から5まで (略)

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第8条 (略)

用する。

改正前

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期 を定めて採用された職員(企業職員 (地方公営企業等の労働関係に関する 法律(昭和27年法律第289号)第 3条第4号に規定する職員のうち地方 公営企業に勤務する者をいう。以下同 じ。)を除く。以下「特定任期付職 員」という。)には、次の給料表を適 用する。

号給	給料月額 (円)
1	375,000
(略)	

2から5まで (略)

(特定任期付職員の給与条例の適用除 外等)

第8条 (略)

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第 53条の3及び第60条の2第2項の 規定の適用については、給与条例第5 3条の3中「管理監督の職にあるもの が」とあるのは「管理監督の職にある もの及び任期付条例第2条第1項の規 定により任期を定めて採用された職員 が」と、給与条例第60条の2第2項 中「100分の120」とあるのは 「100分の167.5」とする。
- 2 特定任期付職員に対する給与条例第 53条の3及び第60条の2第2項の 規定の適用については、給与条例第5 3条の3中「管理監督の職にあるもの が」とあるのは「管理監督の職にある もの及び任期付条例第2条第1項の規 定により任期を定めて採用された職員 が」と、給与条例第60条の2第2項 中「100分の120」とあるのは 「100分の162.5」とする。

第2条 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正 する。

改正後

(特定任期付職員の給与条例の適用除 外等)

第8条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第 53条の3及び第60条の2第2項の 規定の適用については、給与条例第5 3条の3中「管理監督の職にあるもの が」とあるのは「管理監督の職にある もの及び任期付条例第2条第1項の規 定により任期を定めて採用された職員 が」と、給与条例第60条の2第2項 中「100分の120」とあるのは 「100分の165」とする。

改正前

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第8条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第 53条の3及び第60条の2第2項の 規定の適用については、給与条例第5 3条の3中「管理監督の職にあるもの が」とあるのは「管理監督の職にある もの及び任期付条例第2条第1項の規 定により任期を定めて採用された職員 が」と、給与条例第60条の2第2項 中「100分の120」とあるのは 「100分の167.5」とする。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1

日から施行する。

2 第1条の規定(四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付条例」という。)第8条第2項の改正を除く。)による改正後の任期付条例の規定は、令和4年4月1日から適用し、第1条の規定(任期付条例第8条第2項の改正に限る。)による改正後の任期付条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後の任期付条例の規定を適用する場合においては、第1 条の規定による改正前の四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定 に基づいて支給された期末手当は、改正後の任期付条例の規定による期末手当の内 払とみなす。

(総務部人事課)